

「国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況の評価方法に関する検討について（依頼）」への対応

検 討 事 項	対 応 （案）
① 各法人において第1期中期目標期間評価の確定に必要な資料について円滑な準備を行うことができるよう、教育研究の状況の評価方法に関して早急に検討を行い、平成21年10月中を目途に実施要領等を作成すること	→・実施要項等は、平成21年9月開催の国立大学教育研究評価委員会で審議、決定後、文部科学省国立大学法人評価委員会へ報告、10月に法人等へ説明、配付することとしている。
② 教育研究の状況の評価方法について実施要領等を作成する際には、各法人の意見に十分留意すること	→・実施要項等の作成検討状況について、「法人への説明会」を平成21年8月4日に実施し、質疑応答等での法人からの意見を踏まえて、実施要項等を作成することとしている。
③ 評価作業の負担軽減の観点から、教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況の評価及び学部・研究科等の現況分析のそれぞれについて、評価方法の大幅な簡素化に努めること	→評価方法の簡素化 ・達成状況：平成20年度及び21年度の実績を対象とし、顕著な変化がある中期計画の実施状況について、評価結果を変更する必要性を確認することとしている。 ・現況分析：大学情報データベース等で、平成20年度及び21年度の状況を把握し、現況分析結果を変更する必要性を確認することとしている。 →提出資料の簡素化 ・達成状況：法人が顕著な変化がないと判断する中期計画については、その実施状況の記載を求めないこととしている。 ・現況分析：平成16～19年度の評価を受けている学部・研究科等は、現況調査表の提出を求めないこととしている。 → 調査方法の簡素化 ・調査方法については、訪問調査は行わず、書面調査のみで行うこととしている。

④ 各法人において評価結果を教育研究の改善に活用することができるよう、評価結果の判断理由や改善すべき点がより明確に把握できるよう工夫充実すること	→・評価結果の判断理由が明確に把握できるよう、各中期計画の判定一覧を通知することとしている。 ・改善すべき点がより明確に把握できるよう以下のように工夫することとしている。 1) 中期目標の達成状況の評価では、「改善を要する点」を大項目ごとでなく、中項目ごとに記載する。 2) 学部・研究科等の現況分析では、質の向上度において、判定結果別の事例の件数を記載する。
⑤ 学部・研究科等の現況分析の結果を教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況の評価にどのように反映するかをより明確にすること	→・反映方法については、中期目標（中項目）の段階判定を行う際、当該目標に係る現況分析の分析項目の判定結果と大きな乖離が見られる場合、1段階変更することができる旨Q&Aに記載することとしている。
⑥ 評価の透明性・正確性の一層の確保のため、判断理由を明示することや事実誤認のみに制限されていた意見申立ての対象を評価結果そのものや表現の変更等にまで拡大するなど、評価結果案に対する法人からの意見申立ての方法を工夫すること	→・中期目標の達成状況の評価における判断理由が明確に把握できるよう、意見申立ての照会時に、各中期計画の判定一覧を通知することとしている。 ・意見の申立てについて、平成16～19年度の評価では、①記載内容に事実誤認があった場合、②誤字脱字等の字句修正があった場合を対象として行っていたが、意見の申立ての対象や方法については、今後さらに検討することとしている。